

2 学校給食栄養管理者歴等による「他の種類」の免許状の取得方法（免許法附則第17項）

（1）学校給食栄養管理者等（栄養士免許所有）が栄養教諭2種免許状を取得する場合

① ②に該当しない場合

② 教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合

【免許法附則第17項、施行規則附則第6項】

	①	②
栄養士免許又は管理栄養士免許取得後、学校給食栄養管理者等として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	年 —
栄養士免許又は管理栄養士免許取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位 8	単位 2
最低修得単位数	2	2
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	左記に関する事項を含む科目について修得すること
最低修得単位数	6	—
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 栄養教育実習	1 1 1

(注) 1 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

2 栄養教育実習の単位は、特別非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。

【施行規則附則第6項の表備考第4号】

3 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意に修得すること。

(2) 学校給食栄養管理者等（管理栄養士免許所有又は管理栄養士養成施設を修了及び栄養士免許所有）
が栄養教諭1種免許状を取得する場合

- ① ②に該当しない場合
- ② 教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合

【免許法附則第17項、施行規則附則第6項】

	①	②
管理栄養士免許取得後又は管理栄養士養成施設を修了し栄養士の免許取得後、学校給食栄養管理者等として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	年 —
管理栄養士免許取得後又は管理栄養士養成施設を修了し栄養士の免許取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位 10	単位 2
最低修得単位数	2	2
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	左記に関する事項を含む科目について修得すること
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 栄養教育実習	8 1 1 1 —

(注) 1 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

2 栄養教育実習の単位は、特別非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。

【施行規則附則第6項の表備考第4号】

3 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意に修得すること。